

補償項目	傷 害				個人賠償責任		救護者費用等	
	死亡・後遺障害		治療費用					
保険金額	本人会員	ご家族の方	本人会員	ご家族の方	本人会員	ご家族の方	本人会員	ご家族の方
	2,000万円 (注1)	1,000万円 (注1)	200万円 (1事故の限度額)	100万円 (1事故の限度額)	1,000万円 (1事故の限度額) (免責金額なし)	500万円 (1事故の限度額) (免責金額なし)	100万円 (1旅行中・ 補償期間中限度額)	50万円 (1旅行中・ 補償期間中限度額)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故により身体にケガを負い、そのケガが原因で事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または約款所定の後遺障害が発生した場合		被保険者が旅行行程（注2）中に急激かつ偶然な外来の事故により身体にケガのため医師の治療を要した場合		被保険者が旅行行程（注2）中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害、または他人の財物（レンタル業者から貸借した旅行用品を含みます。）を損壊もしくは紛失し、法律上の損害賠償責任を負った場合		(1) 旅行行程（注2）中にケガまたは自殺行為のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 (2) 旅行行程（注2）中に病気、妊娠、出産、早産、流産により責任期間中に死亡した場合 (3) 旅行行程（注2）中に発病した病気のため、責任期間終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合（旅行行程（注2）中に医師の治療を開始し、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。） (4) 旅行行程（注2）中のケガのため、7日以上続けて入院した場合 (5) 旅行行程（注2）中に発病した病気のため、7日以上続けて入院した場合（旅行行程（注2）中に医師の治療を開始していた場合に限ります。） (6) 旅行行程（注2）中に搭乗中の航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 (7) 旅行行程（注2）中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等公的機関により確認された場合	
お支払いする保険金	(1) 死亡の場合：保険金額の全額 (2) 後遺障害の場合：後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100% ※死亡保険金、後遺障害保険金は保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額（*1）の合計額が、最高支払上限額（*2）を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額（*1）を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額（*2）から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額（*1）を限度にお支払いします。 （*1）他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます （*2）それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。		事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した次の費用を1事故につき傷害治療用保険金額の範囲内でお支払いします。（注5） (1) 治療関係または入院関係の費用 (2) 入院または通院のため必要となった交通費 (3) 治療のため必要となった通訳雇入費用 (4) 入院により必要になった次の費用（ただし1回の事故について20万円を限度とします。） イ・国際電話料金等通信費 ロ・入院に必要な身の回り品購入費（5万円限度） (5) 入院し、その結果当初の旅行行程を離脱した場合において現実に支出した帰国するための交通費および宿泊費、行程復帰するための交通費および宿泊費 (6) 義手・義足の修理費		1事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度として個人賠償責任危険保険金をお支払いします。 ※ 法律上の損害賠償金の額とは別に、損害の発生・拡大の防止費用、引受保険会社の同意を得て支出した示談交渉費用および引受保険会社の書面による同意を得て支出した争訟費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金の額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合は、示談交渉費用および争訟費用は個人賠償責任危険保険金額の損害賠償金の額に対する割合に応じて保険金をお支払いします。		保険契約者、救護対象者およびその親族の方が支出された次の費用を保険期間を通じ、救護者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 (1) 捜索救助費用 (2) 現地への航空運賃など交通費（3名分限度） (3) 現地および現地までの行程におけるホテル等宿泊施設の客室料（3名分限度）（ただし、1名につき14日分まで） (4) 現地からの移送費用 (5) 遺体処理費用（ただし、100万円限度） (6) 渡航手続費等の現地での諸雑費（20万円限度） ※傷害治療費用保険金が支払われるべき費用についてはお支払いの対象となりません。	
「保険金」が支払われない主な場合	(1) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為 (3) むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの（注3） (4) 戦争、外国の武力行使、政権奪取、内乱または革命等の事変（注4） (5) 放射能汚染または放射線照射 (6) 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たない自動車または原動機付自転車（注5）を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車（注5）を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (7) 被保険者の脳疾患、病気または心臓病 (8) 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 (9) 旅行開始前または終了後に発生したケガ (10) 危険な運動等を行っている間の事故（山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動）				(1) 保険契約者、被保険者の故意 (2) 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (3) 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (4) 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 (5) 受託物に関する損害賠償責任 ※ ホテルの客室および室内の動産（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。）および賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用品は受託物から除きます。		(1) 保険契約者、被保険者、救護対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 (2) 戦争、外国の武力行使、政権奪取、内乱、革命等の事変（注4） (3) 自殺（ただし、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合を除きます。） (4) 危険な運動等を行っている間の事故（山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ホブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動）（ただし、死亡した場合を除きます。）	

(注1) 被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード（法人等がカード利用代金支払債務を負うもの）および法人カード以外の特定クレジットカードにおける支払上限額（*）の合計額を限度として保険金をお支払いします。（*）それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。 ※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。

(注2) 旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国前日午の午前0時から日本入国日翌日の午後12時（24時）までの間）中とします。ただし、日本出国日から3か月後の午後12時までを限度とします。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等により、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注4) テロ行為によって発生したケガや損害に関しては、自動車検定の特約により保険金の対象となります。

(注5) 既に存在していた身体の障害や病気の影響により、ケガの程度が大きくなった場合、その影響がなかった時に相当する保険金をお支払いします。